

# 支部ニュース

2020年3月 No.556

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

## 第48回支部総会特集

- 森原康仁准教授講演「2020年の経済情勢と政治変革の展望」・・・・・・・・・・ 森原康仁 1
- 山添拓参議院議員 情勢報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 山添 拓 5
- 徴用工判決と日韓関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 川上詩朗 6
- 特別決議
  - ※改憲発議に反対する全国緊急署名をやり遂げ、  
安倍改憲に終止符を打つために全力をあげる決議・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - ※危険な横田基地の強化に反対し、全ての米軍基地撤去を求める決議・・・・・・・・ 8
  - ※労働者保護の強化と社会保障の充実を求める決議・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - ※大規模開発・大企業を優先する政治から、都民のための都政への転換を求める決議・・・・ 10
  - ※羽田新飛行ルート実施の白紙撤回を求める決議・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - ※ジェンダー・LGBT問題に全力で取り組む決議・・・・・・・・・・・・・・・・ 12



# 森原康仁准教授講演 「2020年の経済情勢と政治変革の展望」

専修大学経済学部准教授 森原 康仁

森原准教授には、

- ①現代の資本主義を「所得格差の拡大」という視点で整理する、
- ②「アベノミクス」は所得格差を克服しえたか、
- ③プログレッシブという選択肢—世界的に進む左派の見直し、
- ④補足として金融資本市場の動向から資本主義のゆくえをみる、



という4つの点からお話いただいた。

まず、④に関連し、近時の金融情勢の概況に触れ、日本に限らず世界的に景気が後退しつつも株価が上昇するという一見不合理な状況にあることの分析をお話しされた。本来であれば、QE (*Quantitative easing*: 量的緩和政策) によって市中銀行が入手した現金は、民間企業に貸し出され、民間企業は設備投資や雇用創出に資金を回すことによって資金が循環し、景気が向上する。しかし、現状では投資をしても利潤の増額は見込めないため、企業が内部留保を増やし資金を持て余す状況となっており、企業による借り入れが行われぬ。そのため、それらの資金が株式投資に回され、実体経済が上向きではないにもかかわらず、株価だけが上昇するという事態に至っている。このような状況は長続きはせず、近いうちにこうしたバブル相場は大きく変動する可能性が高い。その際、左派として、どのようなオルタナティブ (代替手段) を提示すべきか、が問われている。

現在の資本主義は、民間企業・富裕層が有り余る資本を活用できず、利回りが1.5%まで下がった国債 (米10年物債) の購入へ向かっている状況であり、健全な資本主義とはいいがたく、資本主義の賞味期限も近いのではないかと懸念される。実質的に、民間企業が消化できない資本 (遊休資本) を政府が再投資する形になっており、この限りで、マルクスの示す社会に近づいているともいえる。

次に、森原准教授は、①について、1960年代と1990年代を比較し、60年代は労働生産性の上昇と中間層の実質所得成長（≒賃金上昇率）が連動していたのに対し、90年代は同等の労働生産性の成長率がありながら、中間層の実質所得成長はマイナスとなっていることを指摘し、生産性上昇分（あらたに生み出された付加価値）のほぼすべてを資産家が取得して格差拡大をもたらしていることを指摘した。このように、当初分配（政府による税制に基づく所得再分配前の第一次的な分配）において明らかな差が生じており、更に、再分配の段階においても、投機活動による利潤に対する課税が低い水準に抑えられていることから（申告分離課税）、更なる格差拡大をもたらしているのである。



このような社会情勢の中、進められてきたのが金融化である（コリン・クラウチのいう「民営化されたケインズ主義」）。日本では、確定拠出年金（401k）や iDeco、NISA の推進がその表れであり、個人の財産を株債に連動する形とし、消費を喚起しようとしているのである。かかる制度の下では、株価は上昇し続けなければならないが、2008年には株価が大暴落し、その破たんがあらわになったものの、抜本的な改革には至らず、金融緩和、量的緩和でごまかしながら続けてしまった。近時、その限界が近づいており（正に破たん前の「最後の祭り」状態である。）、労働者よりも資本の利益を優先してきた経済モデルを見直さなければならない時期に来ている（ラナ・フォルナー）。

②については、現代の新技术の位置づけからお話いただいた。我々が新技术を導入する際には、導入する技術の価格を利便性が上回るか否かで判断されるが、資本においては異なり、付加価値生産性を高めるか否か、という観点で判断される。すなわち、いくら利便性が增大しようと、格安の労働者を使役することができ、その方が生産性が高いのであれば、当該技術を導入する意味はないのである。このことは、AI 導入目的について大多数の企業が「労働力の補完」と答えることから明らかである。19世紀においては、技術を不要とする方向（すなわち誰もが単純作業として仕事に従事できる形態）で大量生産システムが導入されたが（フォーディズム）、近時では、AI やビッグデータなど、その活用に熟練が必要となる技術革新が進められている（SBTC：技能偏向的技術進歩）。しかも、その技術を使いこなすための熟練には学歴が必要であり、学歴を得るためには家計が豊かでなければならない。このことにより、富裕層の子弟はその富を維持ないし増大することができるのに対し、貧困層は永遠に富裕層に上昇移動できず、格差の拡大をもたらしているのである。ビッグデータを収集し収益につなげる GAFA（Google, Amazon, Facebook, Apple）やウーバー、エア・ビー・アンド・ビー等のプラットフォーム企業が覇権を握り、雇用の流動化、すなわち、業務の細分化を進め、労働者の地位を不安定にしている。経団連による新卒一括採用慣行、年功序列賃金、定年制などの廃止の提言もまさにこの流れに与するものである（日本型企业社会ないしメンバーシップ型雇用の弛緩／崩壊）。

また、これまでの経済学の通説では雇用と技術進歩は相互補完的であった。すなわち、人口の多くが

失業ないし半失業状態に置かれていると、労働をつうじた熟練が進まず、結果として労働生産性も低迷する。つまり、失業／半失業状態の放置は、需要サイドだけでなく供給サイドにも悪影響を与えるというのが「常識」だった。しかし、仮に生産要素（生産手段）のうち労働の役割が低下し、機械（AI、ビッグデータ）の役割が大きくなるとすれば、こうした「常識」は通用しない。むしろ、労働に依存せずとも付加価値生産性を高めることができるだろう（これを指摘しているのがアセモグルの「ロボットと雇用」）。

このような状況においては、雇用が失われ、一部の高技能者のみが富を獲得するにもかかわらず技術進歩は進んでいくということとなり、「所得増なき成長」というディストピアがもたらされることになる。このことは、既に 1980 年代（パソコンが普及し始めた時期）に生じており、このままでは今後さらに拡大するものと思われる。

そこで、我々が何をすべきか。③では、所得の再分配がなされた方がかえって経済の成長は高くなり、再分配が強化されたからといって経済成長に否定的影響を及ぼすことはないという理解がエスタブリッシュメントの中においてすら広がっており（たとえば IMF のスタッフペーパーを参照せよ）、さらには、財政刺激の重要性を強調する声が増している。米国におけるバーニー・サンダースをはじめとする「プログレッシブ」の台頭、欧州の「反緊縮」の動きはこうした「地合い」



を左派の立場から受け止めるものであると評価できる。いわゆる「MMT」も、こうした「地合い」のもとで生じた「鬼っ子」と評価することが適切であろう（MMT の議論はグローバルに資本が移動する現代においてはなりたらず、理論的には誤りである）。日本においては、このような転換期における社会変革について、その成果を形のうえで保守層にもっていくことをゆるさず、左派がしっかりとオルタナティブを提示していくことが重要であると強調された。

質疑応答でも活発な議論がなされた。

第一に、雇用によらない働き方が広がる日本社会における労働者保護の在り方としては、雇用の流動化自体はある程度認めざるを得ず、福祉を充実していく形（普遍的な社会保障の実現）で労働者保護を図るべきであるとした。

第二に、若者が保守化しているという論調もあるが、①そもそも世論調査にこたえる人は全体の 5 割しかおらず、若年層の投票率は 4 割程度が続いており、「保守化」といわれる際のデータはこの 5 割ないし 4 割の若者しかみていない、②そのため、大半の若者は保守化しているというより、大きな政治に関心が持てないというのが実態と思われる、③安倍政権が支持されているのは、新自由主義経済のもとで将来が見通せず、不安定な経済・社会のあり方が定着しており、そうした中で「安定感」を求める心理がはたらいているからだと思われる。そのため、安倍政権への支持は積極的なものではなく、消極的

なものであろう。

第三に、アメリカにおいて盛り上がる「民主社会主義」の動きは、アメリカ的なリベラルすなわち福祉国家の充実を求めるものであるが、これは一部に「社会主義的」といわれたかつての日本社会（日本型企業社会）とは異なる。アメリカ社会は基本的に高い流動性を基調とする社会であるのにたいして、かつて（おおむね 1960 年代後半から 80 年代）の日本は企業中心主義を基調とした。社会の中で企業の影響力が占める比重がきわめて大きく、企業の内側にいる人すなわち「男性・成人・正社員」が事実上の社会のフルメンバーであった。一方、女性・子ども・高齢者・障害者さらにはトランスジェンダーや外国籍をもつ人は実質的にメンバーシップをなく奪われており、社会保障もフルメンバーから「おこぼれ」をもらう形であった。よくも悪くもアメリカ社会は能力主義と個人主義を基調としており、こうした日本的な特質はない。流動的な社会を前提にしつつ、普遍的な社会保障の実現をめざす運動が「民主社会主義」の特徴といえよう。

第四に、資本主義の限界を目の当たりにした現代の社会では、オカシオ・コルテス米連邦下院議員の「自動化を喜べないのは、仕事がなければ死ぬという社会に生きているからだ。そのことの中核にあるものこそが、私たちの本当の問題だ」という資本主義の問題点を指摘する発言にあるように、オルタナティブを表象するさいに、ふたたび「社会主義」という言葉が使われるようになってきている。その内実はさまざまにありうるが、オルタナティブを「社会主義」という言葉で表象するような動きが出ているのは無視できない重要性をもつ。



第五に、GAFA の利潤の源泉である。拙稿（「プラットフォームビジネスと GAFA によるレント獲得」）でも論じたように、GAFA は膨大な個人情報に対価なしに取得し、それを分析・加工してターゲティング広告を顧客に提供して巨額の利潤を挙げている。いわばかれらは、かつてのオイルメジャーが産油国の地下資源を勝手に採掘して極端に安い価格で原油を手に入れていたのと同じである（天然資源や優良な土地、「自然の落流」等の独占による差額地代の取得と似たような構造がある）。わたしたちの認知やコミュニケーションは自然（人間的な自然）であるが、人間的な自然に対価なしに取得することで利潤を挙げているわけである。いわば「生」そのものを搾取の対象としているわけで、将来的にはこれへの相応の対価を求めることは重要な課題になってこよう。

ベーシックインカム（BI）は左派も右派も主張するが、左派のいう BI はこうした試みのひとつとして検討に値する構想である。BI は「働かないでも生活の糧を得ることができるのはおかしい」という非難が寄せられるが、生そのものが搾取の対象となっているのであれば、生きていることそのものと労働が似たような意味を持ちうる。BI はこうした観点から正当化されよう。最近、プラットフォームマーに対して課税を求める動きが出ているが、これも同じ論理で説明できるだろう。

# 山添拓参議院議員 情勢報告

山添拓法律事務所 山添 拓

## 1 コロナウイルス

党派を超え、政府も一体となって進めるべき課題だが、この間の政府の対応はクルーズ船をはじめ国際的にも批判されている。

PCR検査の検査態勢を強化するなど必要。

## 2 経済問題

19年10月～12月のGDPが年率で6.3%減。「最大の経済的愚策」等と海外から批判を招いている。

安倍首相は、台風や暖冬が経済後退の原因と評価しており、危機感が乏しい。自動車、デパート（異次元の落ち込み）など1月に入りさらに悪化している。

ところが「景気は緩やかに回復」としており、適切に事実を認識し、評価することができていない。

## 3 「桜を見る会」

招待者名簿は「個人の情報」だとして開示を拒んでいる。ところが、今般開示された内閣府の2004年の文書では、「昨年開示請求を受け開示した。今後は名簿全体を公開するということも考えられる」などとあり、開示が前提であったことが判明。拒む根拠がなくなっている。

前夜祭をめぐって、「契約主体は個人」「宛名のない領収書」「明細書はもらっていない」等とする安倍首相の答弁がANAホテルによってことごとく否定された。ただし、巻き返しをはかる動きも。

## 4 検事長定年延長問題

人事院給与局長が、過去の国会答弁を踏襲して述べた答弁を撤回した。

その理由は、「つい言い間違えた。」とのこと。

法務省、人事院とも、「口頭の決裁」で解釈を変えたとしているが、法律の解釈を時々の政権が勝手に変更するという法治国家として大問題の事態。

## 5 憲法改正の情勢

### (1) 緊急事態に関する自民党憲法改正草案

「緊急事態、改憲の実験台」（伊吹議員、朝日新聞2月1日）

### (2) 女性議員増やすために14条改憲（稲田議員）

## 6 野党共闘

野党と市民連合との意見交換会で政権構想の必要性を議論（2月19日）



# 徴用工判決と日韓関係

かわかみ法律事務所 川上 詩朗

## 1 はじめに

韓国大法院で確定した判決は3つ存在するが、その他にも大法院判決待ちが9件、全部で31件係属している。確定判決の原告の多くは最初に日本で提訴した。

2012年大法院が地裁・高裁での原告側敗訴判決を破棄差戻した。この判決が2018年判決のベースとなっている。

## 2 徴用工とは何か

(1) 日本の鉱山や軍需工場で働かせるため、日本本土や当時植民地であった朝鮮半島から強制的に連行され、労働を強いられた労働者のこと。

何をもちて人権侵害なのかについては、連行の態様、生活環境、労働の実態を詳細にみる必要がある。

(2) アジア太平洋戦争の拡大による労働力不足を補うために企画院が毎年「労働動員計画」を決めて強制動員を始める（1939～）。

賃金は、現金で月2～3円程度渡すが、その他の多くは無断で貯金し、舎監が管理していたが、最終的に支払われなかった。

強制労働として違法であり賠償責任を負うことは、大阪地裁平成13年3月27日判決などでも認定されている。

(3) 問題とされている請求権

慰謝料請求権。

日韓会談では、何が合意され何が合意されなかったのかを理解することが重要。

植民地支配の不法性・不当性に関しては合意されていない。

賠償金が支払われて解決したのか？

3億ドル無償供与・2億ドル貸付は現金で払われたものではなく、生産物や役務で提供されたもの。大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならぬと記載されてある（日韓請求権協定第1条）。実際には、国づくりのインフラ整備に利用された（経済援助）。賠償が含まれているわけではない。

個人賠償請求権消滅の合意なし（日韓請求権協定第2条）。

問題となっている慰謝料請求権が協定2条の「請求権」に含まれるか解釈の争いあり。仮に含まれているとしても、「完全かつ最終的な解決」とは何か。誰の請求権が放棄され解決されたのか？国家の外交的保護権か個人賠償請求権か？

個人賠償請求権は放棄されず消滅していないという点で日韓両国政府の見解は一致している。



### 3 強制動員問題の解決構想

被害者個人の権利を救済したという意味において司法としての本来的役割を果たしたのが大法院判決であるといえる。

日本政府や日本企業の論理に従っても十分に解決可能である。その解決ヒントが日本の最高裁判決（西松事件）にある。「請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではなく」「債務者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられない」。付言では「本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待される場所である」と述べることで解決を促している。

日韓両国の弁護士らは「強制動員問題の真の解決に向けた協議を呼びかけます。」を公表し解決構想を検討する協議体設置を呼びかけ、民間主導で徴用工問題の解決を進めようとしている。

## 特別決議

### 改憲発議に反対する全国緊急署名をやり遂げ、 安倍改憲に終止符を打つために全力をあげる決議

2019年の参院選で改憲派は憲法改正発議に必要な3分の2の議席を失ったにもかかわらず、安倍首相は2019年12月9日、臨時国会終了後の記者会見において「必ずや私の手で成し遂げていきたい」と語り、自らの自民党総裁任期の2021年9月までに憲法改正を実現する決意を語った。

安倍首相が述べる改憲スケジュールからみれば、憲法改正をめぐるたたかいは最大の山場にさしかかったといえる。2020年の通常国会と臨時国会で「改憲発議」を許すか否かが、2021年中の安倍改憲を阻止するうえで正念場となっている。

安倍首相は、2019年臨時国会終了後の記者会見において「国民の信を問うべき時が来たと考えれば、解散総選挙を断行することに躊躇はない」と述べたことから、2020年の臨時国会までの期間に衆議院議員総選挙に踏み切る可能性が高い。

安倍改憲に反対するすべての人々の力を結集し、全国津々浦々から運動をおこし、世論を盛り上げ、総選挙に際しては安倍改憲に反対する野党と連携して改憲派を少数派に追い込むためにも法律分野でも積極的な取り組みを行う必要がある。

安倍改憲の危険性を熟知した法律の専門家集団である自由法曹団が取り組むことは、改憲派を少数派に追い込むとともに、多く市民を励まし勇気づけることにもつながる。

自民党の4項目改憲案は、いずれも改憲の必要性・合理性を欠き、日本国憲法の基本原理である平和主義、国民主権、基本的人権の尊重を破壊するものである。

自由法曹団東京支部は、総がかり行動が提起した3000万人署名に取り組むとともに、自衛隊明記の9条改憲に反対する「平和の樹を切るな！」リーフを作成してその普及に努めてきた。

安倍首相の下での改憲には反対するという意思は多くの市民の共通のものであり、国会内のすべての立憲野党の一致点である。この声をさらに大きな力に変え、世論を強め、安倍首相らの改憲を食い止める必要がある。3000万人署名は2019年の参院選で大きな力を発揮したが、その後の情勢を踏まえて新たに提起された改憲発議に反対する全国緊急署名を広げることがきわめて重要となっている。

自由法曹団東京支部は、改憲発議に反対する全国緊急署名をやり遂げ、安倍改憲に終止符を打つために全力をあげるものである。

2020年2月22日  
自由法曹団東京支部第48回定期総会

## 危険な横田基地の強化に反対し、 全ての米軍基地撤去を求める決議

米軍横田基地に配備された米空軍特殊作戦機CV22オスプレイの飛行が激しさを増している。2018年10月の正式配備から2019年9月までの1年間で離陸と着陸の合計回数は確認できただけでも800回を超えている。陸上自衛隊木更津駐屯地にもオスプレイの配備が計画されるなど、首都圏が訓練拠点となっている事実が明らかになっている。

また、2019年3月には、羽村市の市民団体が撮影した写真で、後部扉から下に向けて機関銃の銃身をむき出しにし、市街地上空を飛行していることが明らかになっている。

米空軍における主要軍団組織であり、CV22オスプレイを運用する特殊作戦コマンドは2019年、オスプレイの横田基地恒久配備のため、新たな駐機場の起工式を行った。専用のシミュレーター施設についても建設業者選定に向けた市場調査を始めるなど、基地強化の動きが強まっている。

安保法制施行後、航空自衛隊は、米軍の戦略爆撃機B1Bや同じく戦略爆撃機で核兵器も搭載できるB52との共同訓練を繰り返している。陸上自衛隊も「水陸機動団」と米海兵隊の共同演習を実施するなど、自衛隊と米軍との一体化が現実のものとなっている。

沖縄の米軍基地周辺で深刻化する地下水の水質汚染は、横田基地周辺でも確認されている。東京都は2019年1月、横田基地に近い4カ所の井戸で有機フッ素化合物の濃度を調査したところ、立川市の井戸や武蔵村山市内の井戸で米国内の勧告値を大幅に超える数値を観測した。これらの物質は、1950年代ごろから日用品の防水加工や工業製品の原料、洗浄剤などに使われ、特に大規模火災用の泡消火剤に含まれていることが汚染の原因とされており、米国内では約20年前から健康被害が指摘されていた。

こうした中で、2019年には米軍基地を取り巻く多くの判決が下された。自由法曹団東京支部の多くの団員は、横田基地の騒音被害の実態を明らかにした第2次新横田基地訴訟や沖縄県東村高江における警視庁機動隊の違法行為を裁判所に認定させた高江訴訟の中心として、基地強化反対・基地撤去を求める多くの市民と団結し、その理論的支柱として活動してきている。

2020年で安保条約改定60周年であるが、世界的に見ても異常な基地の実態は一刻も早く改められなければならない。全国知事会も米軍機による低空飛行訓練等の実態調査、航空法や環境法令などの国内法の米軍への適用、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障を改定案の骨子とした日米地位協定の抜本的見直しを求めている。羽田新ルート問題には1都9県に及ぶ巨大な横田空域の問題も関係している。

自由法曹団東京支部は、日本国憲法の恒久平和主義に反し、周辺住民の健康被害を拡大する横田基地を始めとする基地強化・基地建設は絶対にこれを許さず、全ての米軍基地撤去を求めるものである。

2020年2月22日  
自由法曹団東京支部第48回定期総会

## 労働者保護の強化と社会保障の充実を求める決議

「アベノミクス」で格差拡大・貧困化が進む中、「働き方改革」一括法が2019年4月1日以降、順次施行となっている。長時間労働の是正や均衡・均等待遇の実現には程遠い内容であるが、活用できるものは活用することが重要である。一括法以前の労契法20条に基づく「20条裁判」が各地で提起されているように、たたかわずして待遇改善は図られない。総人件費を増やさずに、非正規雇用労働者の待遇改善の一方で、正規雇用労働者の待遇引き下げもあり得る。セ（正規）・パ（パート＝非正規）の共同が重要である。現場でのたたかいと同時に過労死ライン（その認定基準の改正も必要）と同様の時間外労働の上限の引き下げ、高プロ制度の廃止等、法改正も粘り強く求めていかなければならない。

公立教員については、一年単位の変形労働時間制の導入を含む給特法「改正」がなされたが、その導入のための条例を制定させない取り組みが必要である。教員や医師、看護師、介護労働者、非正規公務員（本年4月1日から会計年度任用職員制度が導入される）等、公的役割を担う労働者の待遇改善については、業務、制度自体の改善や予算の抜本増等が図られなければ実現されないのであり、目先の手直しでは不十分である。

労働法制に関するせめぎ合いは続いている。いわゆるパワーハラスメントに対する措置義務を定めた改正労働施策総合推進法が成立した。ハラスメント自体を禁止する規定がない、ハラスメントの範囲や対象が狭い等問題が多いが、これも法改正を求めるとともに活用することが重要である。賃金等請求権の消滅時効については速やかに原則5年間の施行を求めること、解雇の金銭解決制度の導入には絶対反対していくこと、最低賃金については地域間の大きな格差を是正しつつ1500円を目指すこと等、引き続き取り組んでいく。

少子高齢化等に伴う人手不足を踏まえて、全体として「働き方」強化とも言える動きがあると考えられ、女性活躍、高齢者就業、外国人受入れは、人手自体を増やすものである。

しかし、いずれの場合にも賃金格差が見られ、外国人受入れについては、「改正」入管法等が2019年4月1日に施行されているが、抜本的改正が必要である。高齢者就業についても、70歳までの就業機会の確保に関する高年法の改正法案が本年の通常国会に提出される予定であるが、雇用に限られず、委託契約等も含まれるとするもので反対である。

また、2018年1月に厚労省が「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を発表し、「雇用関係によらない働き方」「雇用類似の働き方」に関する検討会も開催されているが、その働き方は本業のこともあれば、副業・兼業となることも考えられる。

こうした「働き方」は必ずしも労働者側の希望から出たものとは考えられず、低賃金、貧弱な社会保障の下、働かざるを得ないというのが大方の実態である。雇用ではない働き方についてはその就業者保護の拡大には賛成であるが、その働き方の拡大には反対である。

以上のとおり、現在求められるのは労働者保護の強化であって、規制緩和ではない。

他方、社会保障費の削減が続いており、2019年には年金の老後2000万円問題が勃発した。5年ごとの財政検証も発表されたが、特に基礎年金（国民年金）の減少が大きく、低年金者ほど打撃を受ける。マクロ経済スライドの廃止を含めた抜本的な公的年金制度の充実が求められる。全国各地の年金裁判はその原動力として期待されている。

安倍政権は、「全世代型」社会保障なるものを推進し、全世代において社会保障の大改悪を狙っているが、求められるのは、応能負担原則に基づき、国際的にも低いとされる事業主の社会保障負担の引き上

げを始めとする大企業・高額所得者に対する応分の負担である。

自由法曹団東京支部は、労働者・国民の命と暮らしを守るため、労働者保護の強化と社会保障の充実を求めるとともに、その取り組みに尽力していくものである。

2020年2月22日

自由法曹団東京支部第48回定期総会

## 大規模開発・大企業を優先する政治から、 都民のための都政への転換を求める決議

小池都政が誕生してもうじき4年が経とうとしている。小池都政は、当初、大規模開発を優先してきた石原都政と、その流れを引き継ぐ猪瀬、舛添都政からの脱却が期待されたが、結局、その方針は大きく変わらなかった。

水道事業については、上水道に比較して都民の抵抗意識の弱い下水道を民間企業に売却する方針を明らかにしており、その後には都民の命を支える上水道の民営化をもくろんでいると考えられる。命を支える水を企業に売り渡すことは、世界の流れにも逆行し、水道料金の値上げなど、都民の生活を危険にさらすものであり、絶対に許されない。また、不採算医療等の行政的医療を担う都立病院についても、独立行政法人化を進めようとしているが、都民の命を守る最後の砦を失わせるものであり、許されない。

強い反対を押し切って強行した豊洲市場においては、基準越えの有害物質が検出され、地盤沈下が原因と考えられる壁亀裂や死亡事故も含む様々なトラブルが発生しており、食の安全を守ることができていない。築地市場跡地に市場機能を残すとの約束も反故にするなど、都民に対して重大な裏切り行為を行っており、断じて許されない。

東京オリンピック・パラリンピックに関しては、当初標榜した「コンパクトオリンピック」は見栄もなく、大会経費は当初予算の3倍を超える3兆円を超えるとの試算がなされている一方で、選手村跡地の異常な廉価払下げ、オリンピックを口実にした大規模会場の整備等、財界・企業へは莫大な投資を行っている。他方で、多くの批判を受けながら開催時期をずらすこともなく、酷暑の中で選手に競技を行わせ、ボランティア等のスタッフや学校事業として観戦する児童及び教育関係者らへの配慮を著しく欠いていると言わざるを得ない。到底、都民や選手の為のオリンピックとは評価しえない。

道路関係についても、何ら合理的根拠のない木密地域の延焼防止などを掲げ、必要性のない特定整備路線の建設を推し進め、地域に根付いた商店街を断裂させ、代わりに超高層ビルを建設する計画を進める等、地域住民の生活の基盤を犠牲に、大企業に利益を与える政策を推し進めており、到底許されない。

近時試験飛行も実施されて話題となった羽田新飛行ルートについても、オリンピックを口実にした増便を根拠に、多くの都民が生活する上空を超低空飛行で大型旅客機が飛行できるようにしようとしている。小池知事はこの新ルートを推進、歓迎している。しかし、かかる新飛行ルートの実施は、落下物や騒音等、都民に重大な被害を与えうるものであり、多数の地方議会で反対の声が挙げられている中、都民の声を無視して実施することは許されない。

また、収賄による逮捕にも至ったカジノ問題に関しては、小池都知事は、カジノ誘致について「検討中」と明言を避けているものの、誘致のために多額の血税をつぎ込んで調査を実施している。ギャンブル依存症を招き、より都民から搾取するカジノ誘致は到底認められない。

このように、小池都政は、大規模開発を優先し、財界・大企業への投資を増大させる一方で、都民の

生活を顧みない政策を断行している。保育士給与引き上げ補助、待機児童・学童保育・特養ホーム等の整備目標の引き上げ等、一部福祉分野への施策を掲げたものの、全く不十分であると言わざるを得ない。

本年は都知事選挙も予定されており、真に都民のための都政を形成する絶好の機会である。自由法曹団東京支部は、かかる大規模開発・大企業優先の都政を根本から転換し、真に都民の命と生活を支える都政へ転換することを求める。

2020年2月22日  
自由法曹団東京支部第48回定期総会

## 羽田新飛行ルート実施の白紙撤回を求める決議

政府は、本年3月29日からの羽田空港の増便に伴う新飛行ルートの実施を強行しようとしている。

そもそも、羽田増便は、従前の航空政策と整合せず、十分な議論もないままオリンピック、観光立国等を口実になされたもので、東京一極集中を加速し、それ自体大問題である。

しかも、羽田新飛行ルートは都内13区、埼玉県内6市及び川崎市に新たに影響を及ぼすものである。部品、氷塊といった落下物は不可避で、しかも飛行ルートの直下に限られない。騒音については事前に十分な調査はなされず、実機飛行の際には想定されていた騒音値より大きな騒音値が報告されている地点もある。

落下物被害・騒音被害のほか、羽田新飛行ルートは、西側の米軍横田空域への侵入を避けるため、東側から2か所の地点で急旋回を強いるとともに、急角度（3.5度）の降下角での進入を強いるものである。前者はニアミス、後者は尻もち事故等の着陸事故の危険がある。その結果、羽田は世界一着陸が難しい空港になるとも言われている。

こうした危険な羽田新飛行ルートについて、賛成を表明している市区はなく、品川区や渋谷区を始め、多くの自治体では見直し等を求める意見書が出されているが、政府はこれらを見做し、小池都知事もオリンピックの円滑実施に重要等として事実上追随している。新飛行ルートはオリンピックの期間だけでなく今後も続き、現時点では時間帯や場合が限られているが、それが拡大されない保証はない。

都心で低空飛行をする以上、安全対策・騒音対策には限界があり、ましてや情報提供で被害が減少するわけでもない。一度事故が起これば大惨事であり、世界的に見ても都心上空に飛行機を飛ばさないようになってきている。危険極まりない羽田新飛行ルートは即時白紙撤回しかない。

住民側では、「羽田新飛行ルートの賛否を問う区民投票条例」直接請求を目指す品川区民の運動等、多くの自治体で新飛行ルートに反対する住民運動があり、拡大強化されている。

自由法曹団東京支部は、危険極まりない世界的に見ても異常な羽田新飛行ルート実施の白紙撤回を求めるとともに、広範な住民運動とも連携してその阻止のために尽力するものである。

2020年2月22日  
自由法曹団東京支部第48回定期総会

## ジェンダー・LGBT 問題に全力で取り組む決議

ジェンダーの問題それ自体は決して新しいものではなく、とりわけこの国には根強い男尊女卑の意識があり、多くの被害者を生んでいる。

東京医科大学が、18年2月の医学部医学科一般入試において、女子受験生の点数を一律で減点していることが明らかになった。さらに、20年2月5日、大学基準協会は、医学部入試で不適切な取り扱いをした、または取り扱いをした可能性の高い7大学について、評価を「不適合」とした。

男女平等の理念が叫ばれるようになって久しいにもかかわらず、日本社会では、女性は、とりわけ成人になってから、様々な場面で差別をされる。専門職・技術職・管理職に就けるのは圧倒的に男性が多く、国会議員の比率も男性が多い。世界経済フォーラムが毎年末に発表するジェンダー・ギャップ指数では、日本は153カ国中の121位で過去最低を更新した。

また、LGBTの問題について、19年参議院選挙において、「LGBTにフレンドリーな候補者」に投票しようという動きがSNS上をはじめとして広がり、とりわけ若者層において投票の際のものさしとなり、日本で初めて選挙活動中にゲイをカミングアウトした国会議員も生まれた。米国の大統領選の民主党候補者争いにおいても、同性愛者であることを公表しているピート・ブティジェッジ氏が、下馬評を覆して大きな支持を集めている。

同年12月には、トランスジェンダーの経産省職員に対するトイレの利用制限について、国家賠償を認める東京地方裁判所の判決が下された。同判決は、性的少数者の職場環境改善をめぐって下された初の司法判断である。

19年2月より、全国で一斉に同性婚訴訟が提起されており、同性同士が結婚できないのは憲法が保障する婚姻の自由を侵害していること等を主張し、国に対して損害賠償請求を求めている。

ジェンダー・LGBTの問題について、個々の団員の取り組みは従前から多く存在し、かつ、東京支部としても昨年、セクハラ相談窓口を開設している。

自由法曹団東京支部は、ジェンダー・LGBT問題について、重要な人権課題であると位置づけ、今後、団体として全力をあげて取り組むことをここに表明する。

2020年2月22日

自由法曹団東京支部第48回定期総会





全国弁護士グループの先生と職員のお守りします！

### 全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

#### 主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引2.5%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお願いします！

#### 【①】所得補償保険

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の処方に基づく自賠責療養対象
- ワイドプラン**では、**入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害が認知症並びによる就業不能も補償**します。

#### <月給保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引2.5%、補償期間1年、新特約追加請求特約セット、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

#### 【②】団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**最大70歳まで長期に補償**します。 ※医師の処方に基づく自賠責療養対象
- 所定の精神障害が認知症並び**就業不能も補償します。 ※**最長2年間**
- 長期間の補償**となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価増見の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

#### <月給保険料表>

団体割引2.5%、保険期間1年、新特約追加請求特約セット、対象期間70歳まで、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

支払対象外期間	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

※本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取次代理店> 株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 榎本ビル3F  
TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)  
(受付時間: 平日の午前9時30分から午後5時まで)

#### <引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務員発部 第一課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL: 03-3349-5401 FAX: 03-6388-0160  
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(SINK18-08807、平成30年11月6日)